

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第52号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（平成12年岩手県条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(崖)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 高さ2メートルを超える擁壁の構造は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第142条並びに宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第9条及び第10条の規定によらなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(認定申請手数料等)</p> <p>第17条 次の表の左欄に掲げる申請をする者は、申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。</p>	<p>(崖)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 高さ2メートルを超える擁壁の構造は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。<u>以下「政令」という。</u>）第142条並びに宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第9条及び第10条の規定によらなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(認定申請手数料等)</p> <p>第17条 次の表の左欄に掲げる申請をする者は、申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。</p>																
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="152 959 875 1007">申請の種類</th><th data-bbox="875 959 1081 1007">手数料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="152 1007 875 1054">[略]</td><td data-bbox="875 1007 1081 1054"></td></tr><tr><td data-bbox="152 1054 875 1439">法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請</td><td data-bbox="875 1054 1081 1439">[略]</td></tr></tbody></table>	申請の種類	手数料の額	[略]		法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請	[略]	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1160 959 1883 1007">申請の種類</th><th data-bbox="1883 959 2089 1007">手数料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1160 1007 1883 1054">[略]</td><td data-bbox="1883 1007 2089 1054"></td></tr><tr><td data-bbox="1160 1054 1883 1203">法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請</td><td data-bbox="1883 1054 2089 1203">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="1160 1203 1883 1351"><u>政令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請</u></td><td data-bbox="1883 1203 2089 1351">27,000円</td></tr><tr><td data-bbox="1160 1351 1883 1439"><u>政令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物の道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請</u></td><td data-bbox="1883 1351 2089 1439">27,000円</td></tr></tbody></table>	申請の種類	手数料の額	[略]		法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請	[略]	<u>政令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請</u>	27,000円	<u>政令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物の道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請</u>	27,000円
申請の種類	手数料の額																
[略]																	
法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請	[略]																
申請の種類	手数料の額																
[略]																	
法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請	[略]																
<u>政令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請</u>	27,000円																
<u>政令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物の道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請</u>	27,000円																

		<u>政令第137条の16第2号の規定に基づく既存の建築物の 移転に関する制限の適用除外に係る認定の申請</u>	<u>27,000円</u>
2・3 [略]		2・3 [略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。